

第3号様式(第6条関係)

傍聴に当たっての遵守事項

1	みだりに自席を離れないようにしてください。
2	事務局の指定した場所以外へ立ち入ることはできません。
3	携帯電話の電源は必ず切って傍聴してください。
4	許可を得た方以外は、写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用はできません。
5	静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
6	審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
7	傍聴中、飲食及び喫煙はできません。
8	プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
9	ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で使用しないでください。
10	傍聴中の入退席はやむをえない場合を除き慎んでください。
11	銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りします。
12	その他、附属機関等の長及び事務局職員の指示に従うようお願いいたします。